

令和2年5月22日

山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木 裕 殿

GLOBAL UNION（認証番号101）

首都圏青年ユニオン連合会

福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



## 団体交渉開催の申入れ

貴社より、令和2年5月11日付の回答書を頂きましたが、貴社は、WEBでの団体交渉にかかる法令、判例が無いにもかかわらず、独自の理論をし続けることで、早期解決を害している状況です。

具体的には、団体交渉においては、県をまたぐ移動はすべきでないと主張しつつも、貴社は、県をまたがる営業を終始継続されており、本来組合員の生活を優先すべきところ、会社の利益のみを優先していることは明らかです。

さて、貴社とのやり取りの間にほとんどの地域において緊急事態宣言が解除されましたので（ご存知の通り、貴社の所在する静岡県も当組合の所在する福岡県も緊急事態宣言が解除されましたので）、当組合の所在する福岡市において、団体交渉を開催することを求めます。

組合員の困窮した生活を早期に解決するため、下記の通り団体交渉の開催を申し入れますので、令和2年5月27日までにメールにてご回答をお願い致します。

### 記

#### 1 交渉項目

(1) ■■■■■の未払賃金及び未払賞与の支払について

#### 2 交渉日時

交渉日時につきましては、参席を予定している組合員・■■■■■（以下、■■■■■という。）の都合のつく日程が下記のものであったため、ご協力をいただけますと幸いです。

下記の日時のうち貴殿らのご都合の良い日をご提示ください。

候補日	令和2年6月（1日（月）及び15日（月）を除く）いずれかの日
時間	午前11時～午後4時の間の2時間程度

3 開催場所： 福岡市内の貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ■■■■も参席を予定しているところ、■■■■と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。何卒ご理解の上、ご協力いただけますと幸いです。なお、会場については、当労働組合側にて準備をさせていただきます。

4 出席者

当組合側 当組合役員若干名及 ■■■■の出席を予定しております。なお、参加する組合役員はいずれも交渉委員であり、傍聴者は予定しておりません。

貴社側 貴社代表取締役及び代理人弁護士の参加を求めます。ただし、急な日程提案での団体交渉開催申入れとなりますので、全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。

5 結語

以上の通り、対面による団体交渉の申入れをさせていただきますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

以上